

青森県内での就職活動に  
おける交通費を助成する  
制度もあります！  
(最大22,000円)



# 東京圏から青森への移住・就業で、 最大100万円を支給します！

- ◆2人以上の世帯の場合の移住 100万円を支給
- ◆単身での移住 60万円を支給



## 移住支援金時給までの流れ

AQJ  
Aomori Job  
に  
対象求人が  
掲載される。

対象求人へ  
応募

移住  
・  
就業

※移住・就業の  
3か月後  
1年以内

移住先の  
市町村へ  
申請

市町村から  
**移住支援金**を  
支給

AQJ : 青森県公式マッチングサイト「Aomori Job」

## お問合せ先

青森県 商工労働部 労政・能力開発課  
(青森県青森市長島1丁目1-1)

TEL: 017-734-9398 E-mail: roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

制度の詳細は  
県ホームページへ

マッチングサイトは  
こちらから！



# あおもり移住支援事業とは・・・

東京一極集中の是正及び本県中小企業の人手不足解消のため、東京圏から本県へ移住し就業した方の経済的負担を軽減する移住支援金（最大100万円）を支給する事業です。

## 1. 支給金額

- ・世帯での移住の場合⇒100万円／単身での移住の場合⇒60万円
- ・起業の場合は、最大100万円の移住支援金に加え、最大200万円の起業支援金の対象になります。

## 2. 支給対象者の要件(次の①、②、③全てに該当する方が対象となります)

### ①移住元

- ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（直近の1年間は連続）、東京23区内に在住又は東京圏※1に在住し、東京23区内に通勤していた方。

※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のこと。ただし、条件不利地域を除きます。

平成31年4月1日～令和元年12月24日に転入した方は要件が異なります。  
詳細は県ホームページをご確認ください。

### ②移住先

- ・平成31年4月1日以降に青森県内の市町村※2に住民票の異動を伴い転入した方。
- ・申請時において、転入後3か月以上1年以内の方。

※2 移住支援事業を実施しない市町村への転入は、移住支援金の支給対象になりません。  
また、青森市は、移住者が起業した場合のみ対象です。

### ③就業

- ・マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された方。
- ・移住支援金申請日から5年以上継続して勤務・在住する意思がある方。

#### Q 対象となる求人は？

- ・マッチングサイト掲載求人のうち、対象マークがあるもの※3が対象。

※3 三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人は対象外です。



#### Q 就業の条件は？

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

## 3 申請方法

申請書、就業証明書及び本人確認書類に加え、上記①～③の要件に該当することを証明する書類を移住先の市町村に提出してください。

申請書等の様式及び必要書類については、移住先の各市町村担当課へお問合せください。

各市町村担当課の連絡先は、県ホームページに掲載しています。